

中東情勢等緊急対策運転資金融資あっせん制度のしおり (西東京市中小企業事業資金融資あっせん制度)

中

中東情勢等緊急対策運転資金融資あっせん制度とは、中東情勢等により、経営に影響を受けている市内の中小事業者の経営の安定化及び事業の継続を支援するために金融機関に支払う利息と信用保証料を全額補助するあっせん制度です。

申込資格

- ◆ 中小企業者であること。
- ◆ 同一事業（信用保証協会等の保証対象業種に属する事業）を1年以上継続して営んでいること。
- ◆ 法人については、市内に継続して1年以上法人の本店又は支店等を有すること。
個人については、市の住民基本台帳に記録されている者で市内に継続して1年以上住所と事業所を有すること。
- ◆ 市税等の納税義務者であって、納期到来分までを完納していること。
- ◆ 現在この制度による資金の融資を受けていないこと。
- ◆ 令和8年2月から申込みをする月の前月までの間で、連続する2ヵ月間の平均売上額又は平均売上総利益が、前年同期に比べて5パーセント以上減少していること。

※ 業種については、信用保証協会等の保証対象となる業種である必要があります。

※ 金融機関・信用保証協会等の審査により、融資できない場合もあります。

受付期間

令和8年8月1日～令和8年11月30日（土・日・祝日を除く）

提出・お問合せ先

西東京市役所(田無第二庁舎5階) 生活文化スポーツ部産業振興課商工係

042-420-2819(ダイヤルイン)

※郵送でのお申込みはできません。

● 小口零細企業保証制度の利用について ～東京信用保証協会が当該融資を100%保証～

申込資格（「農業を営む者」を除く。）に該当する中小企業者のうち、以下の要件に該当する小規模企業者は、この融資に対する東京信用保証協会の100%保証を希望して申し込むことができます。
(通常は、東京信用保証協会が80%、取扱金融機関が20%程度の割合で保証責任を負担します。)

- 要件
- ◆ この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下
 - ◆ 製造業等は、常時使用する従業員20人以下
 - ◆ 卸売業、小売業、サービス業（注）は、常時使用する従業員5人以下
 - ◆ 医療法人等は、常時使用する従業員20人以下

(注) サービス業のうち、旅行業、宿泊業及び娯楽業は、常時使用する従業員20人以下

※ 家族従業員、臨時の使用人、会社役員は、従業員に含みません。

※ 上記の要件について、業種ごとの従業員数の定義は、中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者の定義に基づいています。政令の改正によって、特定の業種について小規模企業者の範囲の変更がされる場合があります。

※ NPO法人については、小口零細企業保証制度の対象外です。

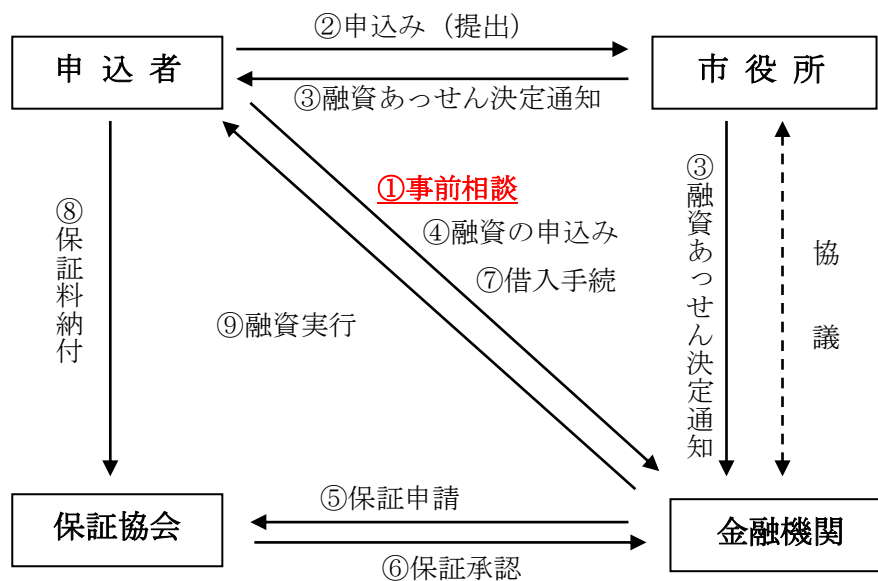
<融資内容>

資 金 区 分	運 転
融 資 限 度 額	500 万円
償 還 期 間	5 年以内 (据置 6 月以内)
融 資 利 率	年 2.125%
利 子 補 給 率	年 2.125%
借受者負担率	年 0 %
償 還 方 法	元金均等月賦償還
信 用 保 証 料	融資後、市が全額助成します

<注意事項>

- ◆ 融資実行後に市外へ転出、廃業等資格を失った場合は、その時点で制度の対象から外れます（利子補給を中止します。）。
- ◆ 同一の中小企業者に対して、重複してこの制度による融資のあつせんを行うことはできません（完済後に新たなお申込みができます。）。
- ◆ この制度による融資で既に連帯保証人となっている方は、完済前に新たなお申込みや連帯保証人になることはできません。
- ◆ 融資実行を令和 9 年 1 月 31 日までに完了したものが、利子補給及び信用保証料の補助対象となります。

<申込みから貸付まで>



- ① 事前に金融機関へご相談ください。
 - ② 申込みに必要な書類をそろえて市の産業振興課へ提出します。
 - ③ 市は、提出された書類を確認後、決裁を経て金融機関と申込者へあっせん決定通知書を送付します。※ 申込後、あっせんの決定までには、10 日程度の日数を要します。
 - ④～⑨ 金融機関は、内容を審査し、融資「可」であれば保証協会へ保証の審査を依頼し、保証協会が保証「可」であれば、金融機関から融資が実行されます。
- ※ 金融機関、保証協会のどちらかが「否」であれば、融資はされません。**

取扱金融機関

みずほ銀行		多摩信用金庫	
田無支店	042-461-8271	田無支店	042-463-1121
ひばりが丘支店	042-421-1212	ひばりが丘支店	042-423-3111
大泉支店	03-3925-2411	境支店	0422-54-1331
三井住友銀行		花小金井支店	042-465-2233
田無支店	042-465-4711	東京三協信用金庫	
ひばりが丘支店	042-421-3111	東伏見支店	042-462-1555
りそな銀行		保谷支店	042-423-1911
田無支店	042-461-1411	西京信用金庫	
ひばりが丘支店	042-422-5111	保谷支店	042-421-4111
三菱UFJ銀行		青梅信用金庫	
田無支店	042-466-5531	新座支店	042-421-0511
大泉支店	03-3925-3011	東久留米支店	042-471-1811
きらぼし銀行		飯能信用金庫	
保谷支店	042-461-7951	西東京支店	042-425-8811
東伏見支店	042-463-9001	大東京信用組合	
東和銀行		保谷支店	03-3924-3311
東大泉支店	03-3922-5161	東京厚生信用組合	
東久留米中央支店	042-477-8111	小平支店	042-343-0321
西武信用金庫		東京みらい農協	
保谷支店	042-462-3661	西東京支店（個人のみ取扱い）	042-452-5560
田無支店	042-463-1111	東京都信用農業協同組合連合会	
東京信用金庫		042-523-3151	
田無支店	042-465-0111	※1 各支店の担当窓口については、直接お問い合わせください。	
		※2 令和8年8月1日時点の情報です。	

<提出書類>

		個人	法人	提出前 チェック
申込書・事業計画書（市の所定用紙）		◎	◎	
売上額又は売上総利益減少の申出書（市の所定用紙）		◎	◎	
売上額又は売上総利益減少の確認できる書類（該当する月分） ※「売上額又は売上総利益減少の申出書」に記入した各月の売上額が確認できる書類 （例）試算表、売上台帳などのコピー、法人事業概況説明書や青色申告決算書、損益計算書のコピー		◎	◎	
情報提供に関する同意書（市の所定用紙） （小口零細企業保証制度の利用を希望する場合）		◎	◎	
最新の確定申告書・決算書の写し（各2部） ※各1部は金融機関分です。 ※電子申告の場合、受信通知（レターヘッドは「メール詳細」）の控えも提出してください。		◎	◎	
住民票（1通） （黒塗り不可）※本人のみ記載、本籍、マイナンバー記載不要		◎		
法人の登記事項証明書（1通） （ <u>履歴事項全部証明書</u> ）			◎	
納税証明書（当制度専用のもの）（1通） ※非課税の場合（個人）は、市・都民税の非課税証明書		◎	◎	
要件確認書兼誓約書の写し （事業者選択型経営者保証非提供制度の利用を希望する場合）			◎	
連帯保証人 （法人の代表者など）	住民票（1通） （黒塗り不可）※本人のみ記載、本籍、マイナンバー記載不要	原則不要	◎	
	区市町村民税納税証明書（1通） （西東京市民は当制度専用のもの） ※滞納がないもの ※非課税の場合は、非課税証明書	原則不要	◎	

※ 当制度専用の納税証明書は、「納税証明申請書」を記入の上、納税課（田無庁舎）、市民課総合窓口係（保谷庁舎）、柳橋・ひばりヶ丘駅前の各出張所のいずれかの窓口で申請して取得してください。分割納付をされている方は、申込時点の納期到来分まで納付済みでないとは発行できません。

※ 小口零細企業保証制度を利用希望の場合、保証利用状況の確認をします。市から東京信用保証協会に対して顧客情報等を提供することについて、同意いただく必要があるため、「情報提供に関する同意書」を提出してください。

※ 確定申告書等を提出されるとき、コピーの大きさをA4に合わせてください。

※ 各証明書の発行日は、申込日から3箇月以内のものとしてください。

● 事業者選択型経営者保証非提供制度について

法人である中小企業者が、一定の要件を満たした場合に、信用保証料を上乗せすることで、借入時の経営者保証を提供しないことを選択できる制度です。利用希望の場合、経営者保証を不要とする要件を満たす必要があります。事前に取り扱金融機関へご相談ください。